

一般財団法人ふくしま建築住宅センター
建築物エネルギー消費性能適合性判定業務約款

(総則)

- 第1条** 建築物エネルギー消費性能確保計画（以下「計画書」という。）の提出者又は軽微変更該当証明申請書（以下「申請書」という。）の申請者（以下「甲」という。）及び一般財団法人ふくしま建築住宅センター（以下「乙」という。）は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「法」という。）及びこれに基づく命令等（以下「法令等」という。）を遵守し、この約款（計画書及び申請書（以下「計画書等」という。）並びに引受承諾書を含む。以下同じ。）及び「一般財団法人ふくしま建築住宅センター建築物エネルギー消費性能適合性判定業務規程」（以下「規程」という。）に定められた事項を内容とする契約（以下「この契約」という。）を履行する。
- 2 第8条及び第9条の場合を除き、この契約は、次の各号のいずれかに該当したときに終了する。
- (1) 適合判定通知書又は軽微変更該当証明書（以下「適合判定通知書等」という。）が交付されたとき
 - (2) 適合しない旨の通知書又は軽微な変更に応じない旨の通知書が交付されたとき
 - (3) 適合するかどうかを決定することができない旨の通知書（期限の記載がないものに限る。）又は軽微な変更に応じない旨の通知書（期限の記載がないものに限る。）が交付されたとき
 - (4) 当該業務に係る引受承諾書の交付日から6カ月が経過したとき
- 3 前項第4号に該当して契約が終了した場合は、申請の取下げがあったものとする。

(甲の責務)

- 第2条** 甲は、規程に従い、計画書等並びに建築物エネルギー消費性能適合性判定又は軽微変更該当証明（以下「判定」という。）に必要な図書を乙に提出しなければならない。
- 2 甲は、乙が提出された書類のみでは判定を行うことが困難であると認めて請求した場合は、乙の判定業務（以下「業務」という。）の遂行に必要な範囲内において、引受承諾書に定められた業務の対象建築物（以下「対象建築物」という。）の計画、施工方法その他必要な情報を遅滞なくかつ正確に乙に提供しなければならない。
- 3 甲は、規程に基づき算定され引受承諾書に定められた額の料金（以下「判定料金」という。）を、第5条に規定する日（以下「支払期日」という。）までに支払わなければならない。
- 4 甲は、乙の業務において、対象建築物の計画に関し乙がなした不備や不明確な点等の指摘に対し、速やかに補正又は追加説明書の提出等必要な措置をとらなければならない。乙が期限を明示した場合は、当該期間内にこれを行わなければならない。

(乙の責務)

- 第3条** 乙は、善良なる管理者の注意義務をもって、引受承諾書に定められた業務を次条に規定する日（以下「業務期日」という。）までに行わなければならない。
- 2 乙は、甲から乙の業務の方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

(業務期日)

- 第4条** 乙の業務期日は、引き受けた日から14日を経過する日とする。ただし、乙は、当該期日までに業務を行うことができない合理的な理由があるときは、28日の範囲内において延長することができる。
- 2 乙は、甲が第2条及び第7条第1項に定める責務を怠ったとき、甲の非協力、第三者の妨害又は天災その他乙の責に帰すことができない事由により、業務期日までに業務を完了することができない場合には、甲に対しその理由を明示の上、業務期日の延期を請求することができる。
- 3 甲が乙にその理由を明示し書面でもって業務期日の延期を申し出た場合で、乙がその理由が正当であると認める場合には、乙は、業務期日を延期することができる。
- 4 前2項の場合において、必要と認められる業務期日の延期その他の必要事項については甲乙協議して定める。

（判定料金の支払期日）

第5条 甲は、この契約の締結の後、直ちに判定料金を乙に納入するものとする。

2 甲と乙は、別途協議により合意した場合には、前項と異なる支払期日を取り決めることができる。

3 甲が判定料金を支払期日までに支払わない場合には、乙は、適合判定通知書等を交付しない（適合判定通知書等の交付可能日が前項の支払期日より早い場合を除く。）。この場合において、乙が当該適合判定通知書等を交付しないことによって甲に生じた損害については、乙は、その賠償の責めに任じないものとする。

（判定料金の支払方法）

第6条 甲は、判定料金を支払期日までに現金又は銀行振込みの方法で支払うものとする。

2 甲と乙は、協議により合意した場合には、他の業務と一括して支払うなどの方法をとることができる。

（審査中の計画変更）

第7条 甲は、適合判定通知書等の交付前までに甲の都合により対象建築物の計画を変更する場合は、当該計画書等の提出又は申請（以下「提出等」という。）を速やかに取り下げなければならない。甲は、取り下げた後、当該変更後の計画を乙に提出等する場合は、別件として改めてこれを行わなければならない。

2 前項に規定する提出等の取下げがなされた場合は、次条第2項の契約解除があったものとする。

（甲の解除権）

第8条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、乙に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

（1）乙が正当な理由なく、業務を業務期日までに完了せず、又その見込みのない場合

（2）乙がこの契約に違反したことにつき、甲が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき

2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって提出等を取り下げる旨を通知してこの契約を解除することができる。

3 第1項の契約解除の場合、甲は、判定料金が既に支払われているときはこれを返還を乙に請求することができる。また、甲は、その契約解除によって乙に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。

4 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、甲は、損害を受けているときは、その賠償を乙に請求することができる。

5 第2項の契約解除の場合、乙は、判定料金が既に支払われているときはこれを返還せず、また判定料金がまだ支払われていないときはこれを支払を甲に請求することができる。

6 第2項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

（乙の解除権）

第9条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

（1）甲が正当な理由なく、判定料金を支払期日までに支払わない場合

（2）甲がこの契約に違反したことにつき、乙が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき

2 前項の契約解除の場合、乙は、判定料金が既に支払われているときはこれを返還せず、また判定料金がまだ支払われていないときはこれを支払を甲に請求することができる。また、乙は、その契約解除によって甲に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。

3 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

（乙の免責）

第10条 乙は、業務を実施することにより、対象建築物が第1条に定める法令等以外の規定に適合すること、及び対象建築物に瑕疵がないことを保証しない。

2 乙は、甲が提出した関係図書に虚偽又は事実と異なる記載があった場合は、当該業務の結果に責任を負わな

い。

（秘密保持）

第11条 乙は、この契約に定める業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には適用しない。

- （1）既に公知の情報である場合
- （2）甲が秘密情報でない旨書面で確認した場合
- （3）所管行政庁等から求められた場合

（申請情報の取扱い）

第12条 前条にかかわらず、乙は、次に掲げる場合にこの契約で得た情報を使用することができる。

- （1）甲から対象建築物に係る他の業務の申請を受けた場合
- （2）甲のプライバシーを侵害しない範囲で統計処理を行う場合

（電子申請）

第13条 甲の計画書等の提出等が電子情報処理組織により行われた場合、乙は、当該業務の関係書類（引受承諾書、補正又は追加説明を求める通知書、適合判定通知書等その他の書面及び副本など一連の書類をいう。以下同じ。）の交付を電子情報処理組織により行うことができる。ただし、乙は、関係書類のうち適合判定通知書等その他の書面の交付方法について、あらかじめ甲と協議して決めるものとする。

（約款の変更）

第14条 乙は、この約款が適用される契約の継続中において、法令の改廃、社会経済情勢の変化その他の事情により、この約款を変更する合理的必要性が生じたときは、民法第548条の4（定型約款の変更）の規定に基づき、この約款を変更することができる。

2 前項による変更後の約款は、乙のウェブサイトへの掲載その他相当の方法により公表し、公表の際に定められる改正日から適用されるものとする。

（別途協議）

第15条 この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲及び乙は信義誠実の原則に則り協議の上定めるものとする。

（附則） この約款は、平成29年4月1日から施行する。

（附則） この約款は、令和7年10月1日から施行する。